

タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 設置要綱

1 設置の趣旨

2024年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用されるが、労働時間を短縮するためには、医療従事者の合意形成のもと、業務の移管や共同化（タスク・シフティング、タスク・シェアリング）に取り組む必要がある。

市立函館病院において、タスク・シフティングを最大限に推進できるよう、標記検討会を設置し、多くの医療専門職種それぞれが自らの能力を活かし、より能動的に対応できる仕組みを整えるため具体的な検討を行う。

また、この取り組みを実効性の高いものにするため、その前提となる医師の働き方改革に関連する各施策の推進についても、本検討会が積極的に関与する。

2 所管事項

- (1) 市立函館病院で実施すべきタスク・シフティングおよびタスク・シェアリングの整理
- (2) 前項に係るトライアルの実施ならびにその検証
- (3) 医師の働き方改革に関連する各施策の推進

3 組織

- (1) 検討会に、座長、座長代理をおく。
- (2) 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (3) 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときはこれを代理する。
- (4) 座長は、院長が指名する。
- (5) 座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (6) 構成員は、各所属からの推薦を受けて座長が指名する。

4 運営等

- (1) 本検討会は、医局担当課が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会の庶務は、医局担当課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、検討会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。